

No. 17

制 度 名	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	主管課名	特別支援教育課 指導G		
		問合せ先	029-301-5280		
目的・趣旨	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケアのための看護師や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図る。				
<p>〔対象団体〕 市町村、特別支援学校を設置又は特別支援学級を置く学校を設置する学校法人</p> <p>〔対象事業〕 ①特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う事業。 ②学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う看護師等の配置を行う事業。 ③特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家と連携を行う事業。</p> <p>〔補助要件等〕 上記〔対象事業〕に示す①から③のいずれかの事業を行っていること。</p> <p>〔対象経費〕 ①諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費 ②旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費 ③諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費</p> <p>〔補助限度額等〕 文部科学省が定める国庫補助限度額</p> <p>〔経費負担割合〕</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
〔対象事業〕に示すすべての事業		1/3	—	2/3	—
〔3年度当初予算額〕 2,400百万円 ※教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国予算。		〔3年度補助対象団体〕 令和3年8月頃決定予定			
〔備考〕 補助要件、対象経費等の詳細は、文部科学大臣裁定「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱」による。 本補助金の交付申請受付は、前年度2月頃を予定。					